

取 扱 基 準

名 称	新潟市国家戦略特別区域農業保証制度資金
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	新潟市国家戦略特別区域農業保証制度資金により融資を受けた事業者に対して、信用保証料を補助することにより、事業者の資金調達環境の安定化を図る。
目 標	数値化□ 非数値化■
	事業者の負担軽減を図り、地域経済の活性化を目指す。
	<目標が数値でない場合の評価方法> 経済情勢や利用実績などを総合的に判断し評価する。
補助事業者	公表していません（融資の利用に伴う補助制度のため、公表することにより利用者に不利益が生じる可能性があるため）。
補助対象経費の 内 容	新潟市国家戦略特別区域農業保証制度資金による融資のうち、5,000万円以内の借入にかかる信用保証料
補助額 及びその算定方法 又は補助率	融資額 1,000万円以内→100% 融資額 5,000万円以内→50%
	<補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由> リスクの高い商工業者の農業参入や農業者の商工業展開にかかる借入について、手厚い補助を行う必要があるため
開始時期	令和 5 年 4 月 1 日
評価の時期	令和 7 年 9 月 30 日
終 期	令和 8 年 3 月 31 日
	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕 事業実施主体は可能な限り、新潟市からの補助金を受けて実施されている旨を記載する。
	〔媒体〕
担当部署	農林水産部 農林政策課 担い手育成室 電話：025-226-1768（直通） e-mail：nosei@city.niigata.lg.jp